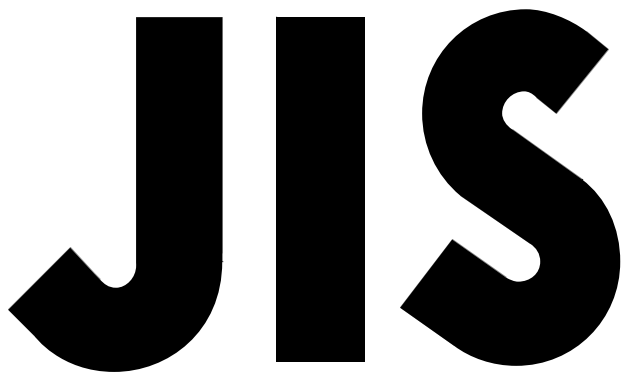




適合性評価－
要員の認証を実施する機関に対する
一般要求事項

JIS Q 17024 : 2012
(ISO/IEC 17024 : 2012)

平成 24 年 12 月 20 日 改正

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本工業標準調査会適合性評価部会 構成表

	氏名	所属
(部会長)	正 田 英 介	東京大学名誉教授
(委員)	飯 塚 悦 功	東京大学
	岩 本 佐 利	一般社団法人日本電機工業会
	籾 木 儀 郎	独立行政法人国立環境研究所
	梶 島 裕美枝	イオン株式会社
	河 村 真紀子	主婦連合会
	木 村 昌 司	社団法人日本建設業連合会
	久 保 真	公益財団法人日本適合性認定協会
	小 泉 和 夫	財団法人医療機器センター
	小 林 憲 明	一般財団法人日本品質保証機構
	住 本 守	独立行政法人製品評価技術基盤機構
	武 田 貞 生	一般財団法人日本規格協会
	椿 広 計	大学共同利用機関法人情報システム研究機構
	西 本 光 徳	独立行政法人製品評価技術基盤機構
	長谷川 幸 生	一般財団法人日本船舶技術研究協会
	藤 澤 浩 道	株式会社日立製作所
	二 木 幹 夫	一般財団法人ベターリビング
	松 本 芳 彦	一般社団法人日本化学工業協会
	八 木 隆 義	一般社団法人日本鉄鋼連盟

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：平成 16.3.20 改正：平成 24.12.20

官 報 公 示：平成 24.12.20

原案作成協力者：一般財団法人日本規格協会

(〒107-8440 東京都港区赤坂 4-1-24 TEL 03-5770-1571)

審 議 部 会：日本工業標準調査会 適合性評価部会 (部会長 正田 英介)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成協力者又は経済産業省産業技術環境局 基準認証ユニット認証課 (〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1 E-mail:jisc@meti.go.jp 又は FAX 03-3580-8625) にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第 15 条の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

目 次

	ページ
序文	1
1 適用範囲	2
2 引用規格	2
3 用語及び定義	2
4 一般要求事項	4
4.1 法的事項	4
4.2 認証の決定に対する責任	4
4.3 公平性のマネジメント	4
4.4 財務及び債務	5
5 組織運営機構に関する要求事項	6
5.1 マネジメント及び組織構造	6
5.2 訓練に関する認証機関の組織運営機構	6
6 資源に関する要求事項	6
6.1 従事者に関する一般要求事項	6
6.2 認証活動に関与する従事者	7
6.3 外部委託	8
6.4 その他の資源	8
7 記録及び情報に関する要求事項	8
7.1 申請者、候補者及び認証された要員の記録	8
7.2 情報の開示	8
7.3 機密保持	8
7.4 セキュリティ	9
8 認証スキーム	9
9 認証プロセス要求事項	10
9.1 申請プロセス	10
9.2 評価プロセス	11
9.3 試験プロセス	11
9.4 認証の決定	11
9.5 認証の一時停止、取消し又は認証範囲の縮小	12
9.6 再認証プロセス	12
9.7 証明書、ロゴ及びマークの使用	13
9.8 認証の決定に対する異議申立て	13
9.9 苦情	14
10 マネジメントシステム要求事項	14
10.1 一般	14

	ページ
10.2 マネジメントシステムに対する一般要求事項	15
附属書 A（参考）要員認証機関及び認証活動に関する原則	18
参考文献	20
解 説	21

まえがき

この規格は、工業標準化法に基づき、日本工業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が改正した日本工業規格である。

これによって、**JIS Q 17024:2004** は改正され、この規格に置き換えられた。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本工業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

白 紙

適合性評価— 要員の認証を実施する機関に対する一般要求事項

Conformity assessment— General requirements for bodies operating certification of persons

序文

この規格は、2012 年に第 2 版として発行された **ISO/IEC 17024** を基に、技術的内容及び構成を変更することなく作成した日本工業規格である。

なお、この規格で点線の下線を施してある箇所は、対応国際規格にはない事項であるが規定内容の理解の促進のために補足した事項である。

この規格は、要員の認証を運営する組織のため世界的に受け入れられたベンチマークを確立し促進する目的で作成された。要員に対する認証は、認証された要員が認証スキームの要求事項を満たしていることを保証する手段の一つである。それぞれの認証スキームに対する信頼は、認証された要員の力量の評価及び定期的な再評価についての世界的に受け入れられたプロセスによって達成される。

しかし、要員認証スキームが妥当とされる状況と、他の形式の資格付与のほうが適切な状況とを識別する必要がある。要員認証スキームの開発は、技術革新の急速な進行及び要員の専門化の高まりに応じて、教育及び訓練におけるばらつきを補い、世界規模の雇用市場の形成に寄与することができる。公共サービス、公的な又は行政の業務に関しては、依然として認証に替わる方策が必要なことがある。

他の種類の適合性評価機関、例えば、マネジメントシステム認証機関との対比において、要員認証機関の特徴的な機能の一つは試験を行うことであり、この試験は力量の測定及び採点について客観的基準を用いる。このような試験は、要員認証機関によって十分に計画され組み立てられているならば、運営の公平性を確実にし利害抵触のリスクを減らす役割を大いに果たし得ると認識されているが、この規格には追加の要求事項も含めた。

いずれにしても、国内及び国際レベルでの承認の受入れを促進するために、この規格を、要員認証機関及び要員認証スキームの承認の基礎とすることができる。要員認証スキームを開発し維持するシステムを整合化してこそ、相互承認及び世界的な要員の交流のための環境を確立することができる。

この規格は、要員認証スキームを運営する要員認証機関が、整合性、同等性及び信頼性のある方法で運営することを確実にする要求事項を規定する。この規格の要求事項は、要員の認証を提供する機関に対する一般要求事項と考えられている。要員の認証は、認証スキームが存在して初めて行うことができる。認証スキームは、この規格の要求事項を補足するように設計され、また、市場のニーズ若しくは要望、又は政府による要求事項を含めるように設計される。

この規格は、認定、同等性評価、又は政府関係当局、スキームオーナー、その他による指名のための基準文書として使用することができる。